

環境にやさしいまちをつくる

第1章 足元からの行動を広げる

1 足元からの行動を広げる仕組みと取り組み

(1) 練馬区環境基本条例(平成18年練馬区条例第58号)

“環境の世紀”といわれる21世紀は、さまざまな環境問題の解決をめざして、地域住民、事業者、行政などが連携・協力して行動する＝足元からの行動＝が求められます。また、区の環境保全施策も、明確な方針のもとで、総合的かつ計画的に進めていかなければなりません。

練馬区では、このような連携・協力の基盤となり、区の環境保全施策の方向性を明確にする基本的な枠組みとして平成18年6月29日に「練馬区環境基本条例」(以下、「環境基本条例」)を公布し、同年8月1日に施行しました。

環境基本条例と環境保全施策

環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念を明らかにし、区・事業者・区民の責務を明確にするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を条例として定めることにより、練馬区における環境保全を総合的、計画的に推進することを目的としています。

練馬区では、平成5年度と平成12年度に「練馬区環境基本計画」を策定(平成12年度策定の「練馬区環境基本計画2001-2010」は、平成19年9月に改定)しました。また、「水辺ふれあい計画」、「リサイクル推進計画」、「環境美化行動計画」などの個別計画を策定するなど、区の環境保全施策の総合的、計画的な推進に努めてきました。さらに、「リサイクル推進条例」、「ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」、「アスベスト飛散防止条例」など、施策の推進に必要な条例を制定し運用しています。

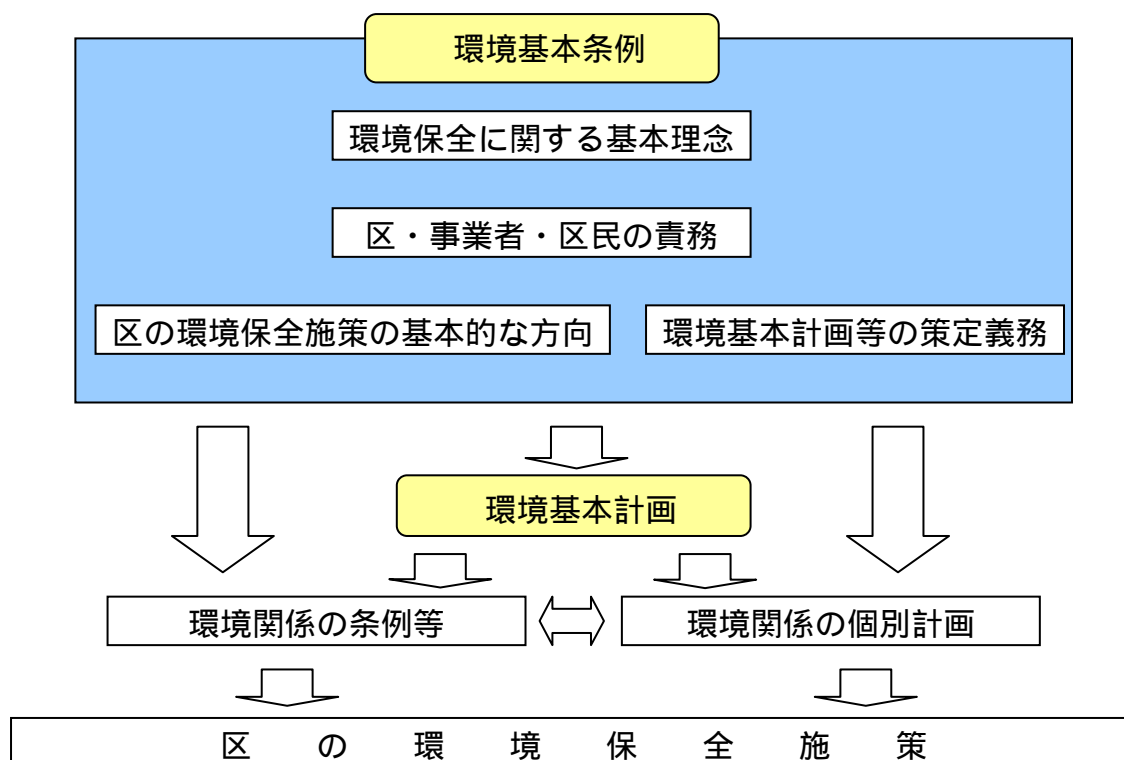
しかしながら、さまざまな環境問題に的確に対応していくためには、区民・事業者・区の連携を基礎として、区の施策をますます効果的に立案、実施することが求められます。そのためには、個別の施策が、それらを一貫する理念のもとに総合的、計画的に推進されることが必要です。また施策が安定的に推進されるためには、その内容や方向性が法的な根拠をもつことも必要です。

これらの考えから、練馬区では、平成18年6月に環境基本条例を制定し、8月に施行しました。

環境基本条例により、従来から進めている環境基本計画や個別計画の策定、環境情報の区民等への提供、環境学習の推進など、区の環境保全施策の内容が、法的担保となる条例に位置づけられ、また練馬区環境審議会などの新たな仕組みが創設されました。

区は、この環境基本条例を基本的な枠組みとして、環境保全施策を区民・事業者と連携協力しながら進めています。

【 環境基本条例と環境基本計画の関係の模式図 】



環境基本条例の概要と特徴

環境基本条例の概要

ア) 基本理念

良好な環境を次世代に引き継ぐこと、環境への負荷が少ない持続可能な社会を築くこと、日常生活や事業活動全般において環境保全を進めることを基本理念としています。

イ) 区の責務など

区をはじめ、事業者、区民、区内で活動する人の責務をそれぞれ定め、相互に連携・協力するよう努めることを定めています。

ウ) 環境保全に関する計画や区の施策の策定など

環境保全に関する基本的な計画（環境基本計画）の策定を区長の義務としました。また、施策の策定や施設の建設などに際して環境に配慮することを定めています。

エ) 区民参加や区民への支援など

区は、環境保全に関する区民の参加を進め、環境に負荷をかけない区民活動を支援する仕組みの整備を図るとともに、環境学習を推進し、環境保全に関する知識・意識の普及啓発に努めることを定めています。

また、区は、日常生活や事業活動が環境に大きな負荷をかけないよう、必要に応じて区民や事業者措置を要請することができることを定めています。

オ) 環境に関する調査・研究

区は、環境についての調査・研究、情報の収集、監視・測定を実施し、報告書

を作成するなどして、公表することを定めています。また、環境に関する情報を区民・事業者に提供することを定めています。

か) 練馬区環境審議会

区の環境保全に関する施策や事業に関して意見を聴くため、区長の附属機関として「練馬区環境審議会」を設置することや、その基本的事項を定めています。

環境基本条例の特徴

環境基本条例には、他の自治体の同種の条例と比較してつぎのような特徴があります。

ア) 区長は、区民・事業者が環境保全のための取組に当たって行動方針を定めようとするときは、必要な支援を行うこととしています。

「練馬区民環境行動方針」はこの行動方針にあたります（詳細は 34 ページ参照）。

イ) 区の施策として、23 区内にありながら、約 260 ヘクタール残っている農地のさまざまな環境保全機能（みどりとしてのさまざまな効用、都市景観、地下水浸透など）の増進を図ることを明確にしています。



練馬区環境審議会

環境基本条例第 22 条に基づき、「区の環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるため、区長の附属機関」として練馬区環境審議会（以下、「環境審議会」）を平成 18 年 12 月に設置しました。環境審議会は、区長の諮問に応じて、「基本計画に関すること」、「区の環境の保全に関する基本的事項」について調査審議します。委員の任期は 2 年で、20 年 12 月から第 2 期の審議会となり、公募区民委員 6 名、区民団体委員 3 名、事業者団体委員 4 名、学識経験者委員 2 名、教育関係者委員 1 名、関係行政機関委員 1 名の計 17 名で構成されています。

平成 20 年度の環境審議会は 6 回開催され、「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」、「放射 35 号線・36 号線建設事業に係る環境影響評価調査計画書に対する区長意見(事務局案)」、「練馬清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案に対する区長意見案」等について審議しました。

（参考） 練馬区の周辺の自治体における環境基本条例の制定状況

23 特別区では、平成 20 年度末現在、14 区で環境基本条例が制定されています。（千代田区、港区、新宿区、墨田区、江東区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、足立区）

練馬区は、23 区で 10 番目の環境基本条例制定区です。

また、練馬区に隣接する 9 区市の中では、中野区、杉並区、豊島区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、和光市、新座市の 8 区市で環境基本条例が制定されています。

(2) 環境都市練馬区宣言 (平成 18 年 8 月) (全文は に記載)

1 環境都市練馬区宣言とは

「環境都市練馬区宣言」は、環境基本条例に沿って、区民・事業者・区を挙げて、地域環境、地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにすることにより、今後、一層の努力を傾けて、より良い環境をつぎの世代に引き継いでいくための契機とすることを目的としています。すなわち、「環境都市ねりまをめざす」宣言です。

練馬区では、過去、3つの都市宣言(非核都市練馬区宣言(昭和 58 年 10 月 3 日)、交通安全都市練馬区宣言(平成 10 年 12 月 15 日)、健康都市練馬区宣言(平成 13 年 10 月 8 日))を行っています。

環境都市練馬区宣言は、これらに続く練馬区 4 番目の都市宣言です。

環境都市練馬区宣言自体には、条例のような法的拘束力はありませんが、区として環境保全に取り組む意思と姿勢を示すという点に、大きな意味があります。

この宣言は、環境基本条例を後押しし、区民・事業者・区の環境保全の取り組みを推進する一つの契機とするために行われました。

また、宣誓文は、区民が原案を作成しました。その原案をもとに区の内部で検討を進め、宣言文案を作成し、区議会の議決を経て決定しました。

(3) 練馬区環境基本計画 2001 - 2010 (改定計画)(平成 19 年 9 月改定)

計画改定の考え方

計画改定の目的

練馬区では、平成 5 年度に、平成 12 年度を目標年度とする最初の「練馬区環境基本計画」を策定しました。この計画に基づいて、従来の公害対策行政から、環境行政への拡充や区民参加など、新たな考え方に基づく施策を推進してきました。

さらに、21 世紀の初頭期における区の環境施策の基本的方向を築き、区民・事業者・区の役割を明確にするため、平成 12 年度に「練馬区環境基本計画 2001 - 2010」(当初計画)を策定しました。

この第 2 次となる環境基本計画は、「環境基本条例」の制定、「区民・事業者による「区民環境行動方針」の策定など環境保全の枠組みづくりを進める」、「区民・事業者との協働をさらに推進する」、「区の環境保全施策の具体的イメージを明らかにして区民に分かりやすいものとする」、「環境マネジメントシステムの導入により施策の着実な推進を図る」など、より高い実行性をめざす役割をもった計画です。

「練馬区環境基本計画 2001 - 2010」(当初計画)は、以後、環境基本条例の制定、環境都市練馬区宣言の実施、区民環境行動方針の策定など、一定の成果を挙げてきましたが、以下のような状況の変化に対応するため、当初計画を見直す必要が生じました。そのため、区は、当初計画の改定(計画期間は平成 22 年度まで)を行いました。

地球温暖化対策や自動車排出ガス規制などにおいて、社会状況の変化、国や東京都の施策に新たな展開が見られます。「京都議定書」の発効（平成 17 年）により、わが国の温室効果ガス排出削減の履行が求められ、国民、産業界、地方公共団体を挙げて対策を進める必要性が生じました。さらに、京都議定書以降の地球温暖化防止に向けた取り組みを検討する時期になりました。

環境の保全を進めるために、区民・事業者の自主的な環境行動を広げ、深めることがより重要な意味をもつようになり、そのための区の施策を明確にする必要が生じました。

区の最も基本となる計画であり、区政運営の指針となる「練馬区新長期計画」が平成 18 年 3 月に策定され、環境保全に係る施策体系が大幅に見直されました。

環境基本条例が制定、施行され、区の環境保全の基本理念が明確になるとともに、環境基本計画の策定が義務化されました。また、「環境都市練馬区宣言」により、区の環境保全に対する姿勢が内外に明らかにされ、これに沿った施策展開が必要となりました。

改定計画の前提となる視点

当初計画と同様、つぎの 4 つの視点を前提として施策を推進します。

区民・事業者・区（行政）の役割と協働

環境意識・行動を広げる仕組みづくり（＝システム化）

区の率先実行

評価と見直し（＝マネジメント）

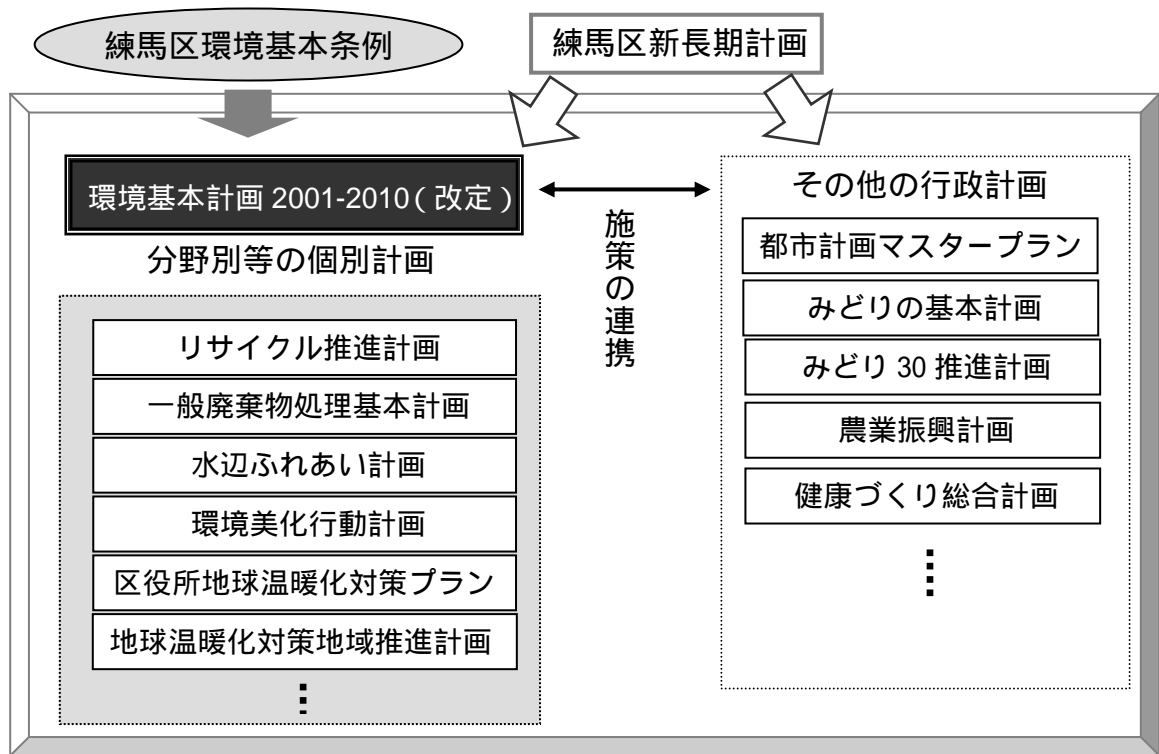
改定計画の性格・他の計画との関係

改定計画は、環境基本条例第 9 条に規定される、「環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めなければならない、環境の保全に関する基本的な計画」にあたり、環境の保全に関する目標、環境の保全に関する施策の体系、方針および推進方法を定めるものです。

また、練馬区新長期計画の下位計画として、新長期計画の環境保全施策に関する内容をより具体的に示す計画でもあります。

さらに、環境に関連する個別計画を総括し、関連施策を体系的に進めるための方向づけや、新たな方向性を示す役割も担います。

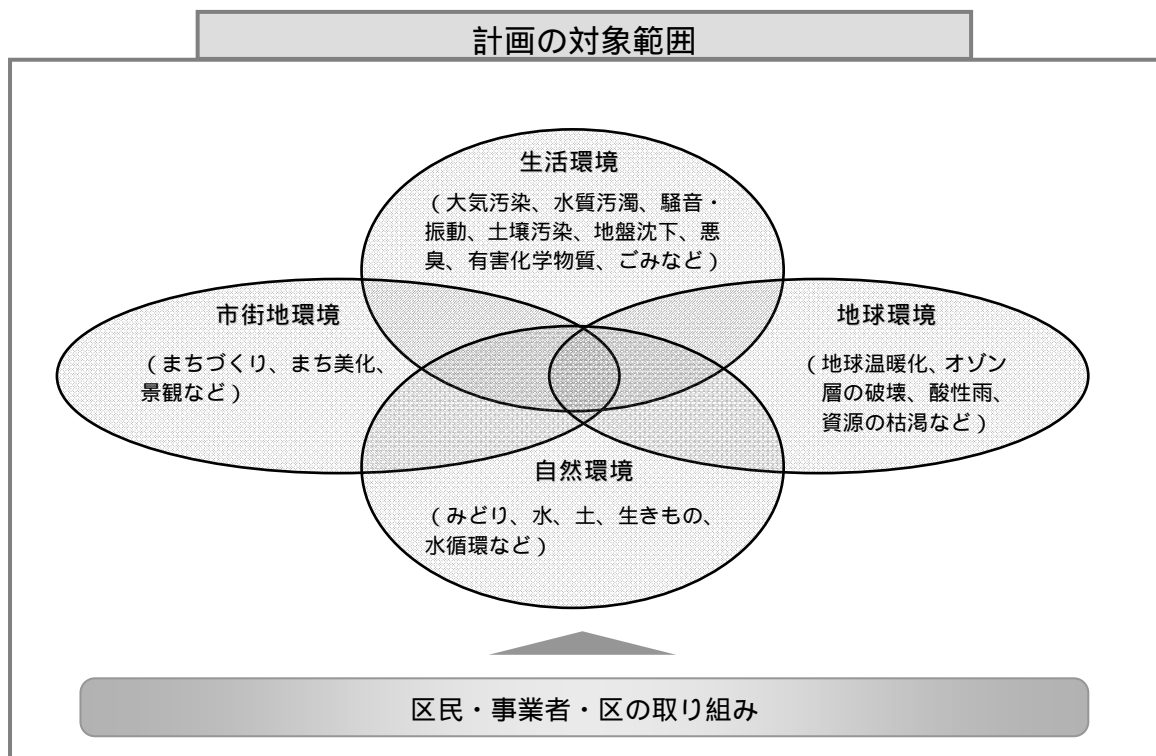
環境基本計画と関連計画等との関係は、つぎのとおりです。



計画の対象範囲

改定計画は、練馬区内の人為的な活動によって生じるさまざまな負荷が、区内の生活環境、自然環境、市街地環境に与える影響および地球全体などの広域的な環境に与える影響を広く対象としています。また、これらの影響を除去、軽減したり、よりよい環境を創造する区民・事業者・区の取り組みを対象とします。

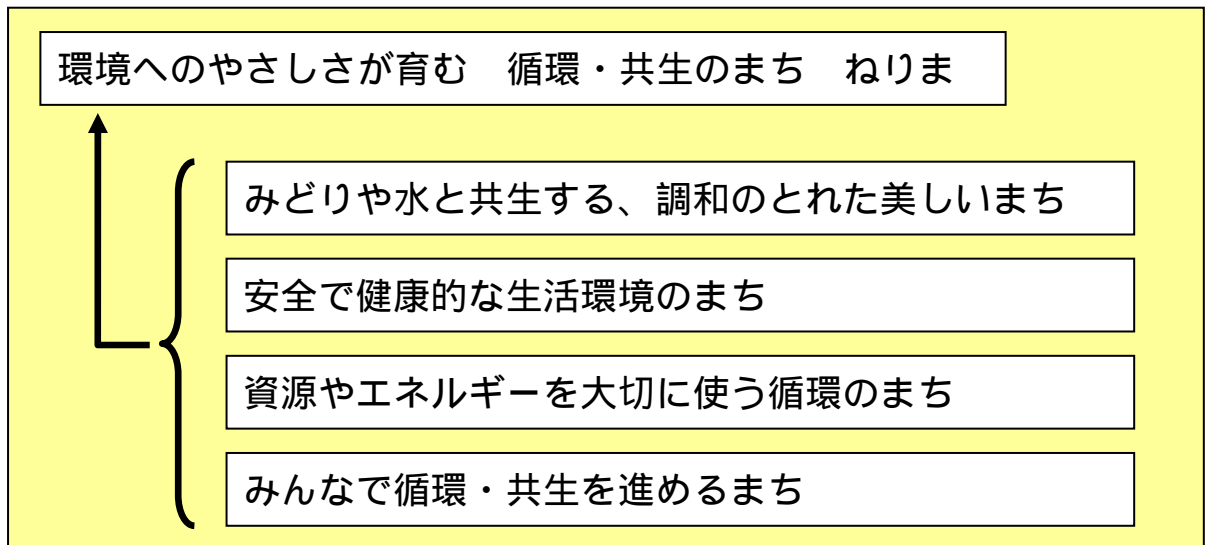
これらを分野として整理すると、つぎのようになります。



改定計画における望ましい環境像と計画目標

望ましい環境像

練馬区がめざす望ましい環境像はつぎのとおりです。



基本目標

「環境へのやさしさが育む 循環・共生のまち ねりま」の実現に向けて、目標年次までに、つぎの状態の達成を目標にして区の施策を推進します。

柱 : 「みどりや水と共生する、調和のとれた美しいまち」にするために

基本目標 - 1 :

緑被率 30%回復に向けて、緑被率が増加傾向に転じている。
豊かな自然環境の回復と区民とのふれあいを深める道筋が確立している。

基本目標 - 2 :

ポイ捨て、落書き、歩行喫煙を防止する活動が、各地域において、区民・事業者・区の協働により進められている。
調和のとれた、練馬らしい都市空間づくりを進めるための仕組みが確立している。

基本目標 - 3 :

まちづくりに伴う環境負荷を抑制し、調整するための仕組みが拡充され、的確に運用されている。

柱 : 「安全で健康的な生活環境のまち」にするために

基本目標 :

自動車交通公害、産業型公害などの防止により、大気汚染等にかかる環境基準が達成、維持されさらに一層の改善が図られているとともに、さまざまな公害現象についてもその改善が進んでいる。

工場等における有害化学物質の適正管理の徹底が図られている。

柱 : 「資源やエネルギーを大切に使う循環のまち」にするために

基本目標 - 1 :

省エネルギーの環が広がり、京都議定書によるわが国の温室効果ガス排出量削減の目標の達成やヒートアイランド現象^{*}の防止に、地域として貢献している。

地球温暖化の防止に向けたさらなる温室効果ガス削減の取り組みに着手している。

基本目標 - 2 :

ごみ半減に向けて、ごみ排出量が低減している。

リサイクル活動が活発となり、資源化率が向上している。

ごみ出しルールが徹底されるとともに、ごみが適正に処理されている。

柱 : 「みんなで循環・共生を進めるまち」にするために

基本目標 - 1 :

区民・事業者の間に環境を大切にする意識が広まり、日常の活動において環境配慮を実践する区民・事業者が増えている。

環境に関する知識や技術をもつ区民・事業者等と協力して、環境情報の普及や環境学習の推進を図るための仕組みが強化されている。

基本目標 - 2 :

区の政策形成や事務事業における環境配慮が強化され、着実に進んでいる。

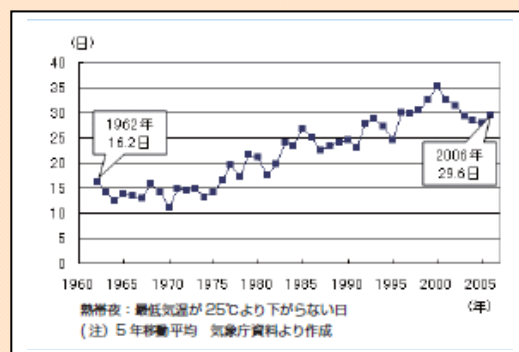
* ヒートアイランド現象

ヒートアイランドとは、都市部における気温が郊外に比べ高くなり、等温線を引くと都市部を中心とした島のような現象のことです。その原因としては、冷房などの空調、比熱の大きいコンクリートとアスファルトによる熱吸収などがあげられます。ヒートアイランド現象は、熱帯夜の日数の増加や狭い地域で集中的におこる都市型集中豪雨との関連が指摘されています。

練馬区では、ヒートアイランド現象緩和のため、公共施設の屋上緑化や校庭の芝生化、生け垣化や屋上緑化に対する助成、風の道を形成する河川沿い緑化の推進などに取り組んでいます。

今後はさらに体系的な考え方のもと、東京都などと連携して取り組みを進めていく必要があると考えています。

東京の熱帯夜の日数



(出典：「東京の環境 2009」)

改定計画の推進

練馬区では、当初計画に基づいて、環境基本条例の制定をはじめ、さまざまな環境保全施策の推進のための枠組みづくり、仕組みづくりを進めてきました。

この改定計画の内容は、練馬区環境基本条例と同条例に基づく環境審議会、改定計画に導入した「環境指標」や ISO14001 などの環境マネジメントシステム、ねりまエコ・アドバイザーなどの区民や事業者との協働の仕組み、国・東京都・23区等との連携の仕組みなどを適切に運用し、また必要な拡充を図りながら、的確かつ着実に推進していきます。

環境基本条例（詳細は 23 ページに掲載）

平成 18 年 6 月 29 日に公布され、同年 8 月 1 日に施行された環境基本条例は、区の環境保全を進める最も基礎的な枠組みです。

練馬区環境審議会（詳細は 25 ページに掲載）

環境基本条例に基づく区長の附属期間として設置し、区の環境保全に関する基本的事項について調査審議します。

環境マネジメントシステム ISO14001（詳細は 48 ページに記載）

練馬区では、平成 13 年 11 月、環境の保全のための取り組みを着実に推進するための環境マネジメントシステムとして、国際規格 ISO14001 の認証を取得し、この仕組みに基づいて区の事務事業の執行にあたって環境の保全に積極的に取り組んでいます。

改定計画の期間も、引き続き環境マネジメントシステムを運用することにより、区の事務事業の実施に伴う環境負荷の着実な抑制に努めるとともに、環境保全施策の推進や環境教育の充実に活用していきます。

行政評価

練馬区では、区の施策・事務事業について、平成 14 年度から行政評価を取り入れ、事務事業および施策の成果、効率性などを指標を用いて総合的に評価し、事務事業の内容や施策の展開のあり方の見直しに活用しています。施策評価については、行政評価委員会を設置し、区民の目で区の施策の点検、評価を実施しています。

この中で、環境保全のための施策・事務事業についても点検、評価し、見直しを行っています。また、事務事業の実施に際し、さまざまな角度から環境配慮を検討し、その取り組み経過と結果についても明らかにしています。

行政評価の結果は、区ホームページ等で公表しています。

改定計画の期間も、引き続き行政評価の結果を踏まえ、環境施策の継続的改善に役立てていきます。

環境指標

環境基本計画の進捗状況を評価し、見直しのためのツールの一つとして、「環境指標」を改定計画に導入しました。

環境指標による進捗管理は、平成 22 年度をめざしその拡充、定着を図っていくこととし、当面は、環境指標として、行政評価・新長期計画の成果指標等を最大限活用することとしています。

また、現段階で分かりやすい指標が見出せない場合は、事業の進捗状況や区民・事業者・区の努力の結果を示す指標を環境指標に設定し、計画期間中に、より分かりやすい指標の導入を検討することとしています。

改定計画における環境保全施策（平成 20 年度の状況）

改定計画において掲げた主な施策等の平成 20 年度の状況はつぎのとおりです。

- ア) 「みどり 30 推進計画」等によるみどりの量的回復に加え、平成 18、19 年度には生態系の実態調査「区民と見つけるねりまの自然」のための事前検討会を実施し、平成 20 年度から専門調査機関による専門調査を開始しました。
- イ) 大気汚染の実態をよりの確に把握するため、浮遊粒子状物質の測定の強化を図る

とともに、環状第 8 号線沿道の常時測定室を増設し、平成 19 年 8 月から測定を開始しています。

- ウ) 地球温暖化対策に関する区の役割を果たすため、エコライフチェックなど、効果的な知識・意識の普及啓発の推進等により、多くの区民に日常生活におけるエコライフの取り組みを広げ、民生部門における二酸化炭素排出量の抑制を図っています。
- エ) 地球温暖化を防止する区民の行動を推進するため、区内の住宅に太陽光発電設備や省エネ型の設備（高効率給湯器など）を設置した区民に対し、その費用の一部を補助しています（平成 20 年度補助実績は次ページのとおり）。
- オ) 区の率先実行を一層強力に推進するため、平成 20 年度は、前年度に引き続き、18 年度に行った「区立施設省エネルギー改修可能性調査」を踏まえ、区立施設への ESCO 事業（ビルや工場等における省エネルギー改修などのエネルギーサービスを民間の企業活動として顧客に提供するビジネス）の導入検討を行いました。今後は、区立施設の改修・改築・新築に伴う省エネルギーや省資源、新エネルギー導入などの環境配慮対策に係る「（仮称）区立施設改修等環境配慮ガイドライン」の策定を進めます。
- カ) 東京都は、東京都環境確保条例に基づき、温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所を対象に、「地球温暖化対策計画書」の提出・評価・公表により事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制を進めています。

練馬区では、対象となる施設（区役所練馬庁舎および日大練馬光が丘病院）について、区役所練馬庁舎は平成 17 年度に、日大練馬光が丘病院は 18 年度に、「地球温暖化対策計画書」を作成し、両計画とも東京都から「AA」の評価を受けました。

計画書の策定から 3 年度目には、計画の達成状況について中間報告書を作成し、東京都に提出したところ、両施設とも「AA+」の評価を受けました。

両施設では、この計画に基づいて省エネ対策工事など地球温暖化防止に取り組んでいます。

20 年度には、全国の自治体で初めて、区役所本庁舎内の電気使用量の「見える化」を行い、職員の節電意欲の向上を図っています。
- キ) リサイクルおよび環境学習等の拠点として、区内で 3 館目となる豊玉リサイクルセンターの整備を進め、平成 21 年 4 月に開館しました。

今後、4 館目のリサイクルセンター開館に向け、整備を進めていきます。

【 地球温暖化対策住宅用設備補助事業の実施状況 】

太陽光発電設備や省エネ型の設備(高効率給湯器など)は、日常生活における温室効果ガスの発生を抑制する効果がありますが、設置には多額の費用がかかります。

そこで、区はこれらの設備を設置する区民に、その費用の一部を補助し、区内での普及を促進しています。

これらの取り組みは、家庭における省エネ、すなわち二酸化炭素削減に有効です。



区では、平成 18 年度より太陽光発電設備および家庭用燃料電池装置設置工事費の補助事業を開始し、平成 20 年度には省エネ型給湯器等を補助対象に追加しました。

平成 20 年度まで、申請は設備の設置前に行う事前申請方式でしたが、平成 21 年度より、事後申請方式に変更し、より利用しやすいものにしました。

平成 20 年度 補助実績

設備種類	補助内容 (1件あたり ・上限)	実績	
		件数(件)	金額(千円)
太陽光発電	8万円	58	4,640
潜熱回収型高効率給湯器 (エコジョーズ・エコフィール)	1.5万円	26	390
自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	2.5万円	70	1,750
ガスエンジン・コージェネレーションシステム (エコウィル)	2.5万円	11	275
家庭用燃料電池【工事費補助】 (エネファーム)	10万円	4	380
省エネナビ 20年度のみ	1万円	4	40
合計		173	7,475

(4) 練馬区民環境行動方針とその推進

練馬区民環境行動方針の策定(平成 16 年 8 月策定)

日常生活に起因する環境問題を解決するためには、環境への影響を少なくすることを私たち一人ひとりが考え自発的に行動するだけでなく、一人ひとりの取り組みを全区的に広げていく仕組みも必要です。区民、事業者、区やNPOなどの組織や団体が、

ともに考え、みんなで共有し、ともに実行していくという考え方が、このような行動を広め、仕組みづくりを進めるうえで極めて大切です。特に、区民、事業者自身の発想や工夫がもっと生かされなければなりません。

「練馬区長期総合計画」と「練馬区環境基本計画 2001 - 2010」では、「(仮称)区民環境行動方針」の策定を計画化しました。環境保全のために、区民や事業者自身はどのような役割を担っているか、どのような自発的行動が可能かを自らが考え、そして具体的な行動プロジェクトを検討しようとするものです。

区が呼びかけ、これに賛同して 94 名の区民・事業者が集まりました。これを母体に、平成 14 年 12 月に「練馬区民環境行動方針検討会議」が結成されました。この検討会議の委員は、自らの手で、区民・事業者の参加も呼びかけながら、勉強し、考え、延べ 301 回にのぼる検討を行って、平成 16 年 8 月に、区民・事業者の共有できる方針とそれを普及・推進するために提案するプロジェクトから成る「練馬区民環境行動方針」を完成させました。

練馬区民環境行動連絡会の結成とその活動

練馬区民環境行動方針の完成(平成 16 年 8 月)をもって練馬区民環境行動方針検討会議は活動を終了しました。続けて、方針に提案されたプロジェクトから選ばれた“先行して検討するプロジェクト案” 22 件の具体化、実現化を図るために、検討会議の委員の有志を中心にグループが結成され、活動を続けています。

これらのグループが中心になり、グループ間の連絡・調整等を図ってプロジェクトのさらなる推進に資するための組織づくりが検討され、平成 17 年 4 月、「練馬区民環境行動連絡会」が発足し、活動をしています(平成 21 年 5 月時点 6 グループ*)。

* 自然環境練馬くらぶ、ねりまごみ・フォーラム、練馬まち環境倶楽部、エコライフエネルギープロジェクト、環境教育支援プロジェクト、人と環境にやさしい商店街づくりプロジェクト

平成 20 年度は、各グループがそれぞれに、または区や他の区民団体と共同で活動を広げるとともに、区の支援・協力のもと、区民環境行動講演会(20 年 11 月と 21 年 3 月の 2 回**)、広報紙「もっと! 青い空」の発行(20 年 9 月と 21 年 2 月の 2 回)を行いました。

** 第 1 回: 平成 20 年 11 月 29 日、加藤農園他 「もっと知ろう、もっと食べよう練馬の野菜」<講演(講師=加藤農園園主 加藤義松氏) 28 名参加>
第 2 回: 平成 21 年 3 月 14 日、石神井公園区民交流センター・石神井公園「講演とエコツアーへのご招待 ~ 『自然』をのぞいてみませんか? ~」<講演(講師=桜美林大学名誉教授 三島次郎氏) 41 名参加>

練馬区民環境行動方針と区の関わり

練馬区民環境行動方針の策定を通じて、区は検討会議事務局として会議の運営を行うとともに、情報の収集・提供や他の組織との調整等を行って、検討会議の検討作業を支援しました。

方針の完成後は、プロジェクトの推進グループの結成や活動の支援、練馬区民環境行動連絡会の結成を支援しました。

平成 17 年度に練馬区民環境行動連絡会が結成された後は、連絡会幹事会で意見交換を行っています。年 2 回の区民環境行動講演会を共催し、同じく年 2 回の広報紙の編集・発行を支援しています。また、必要に応じ、共同事業の実施、環境行動連絡会の活動への協力などを行っています。

(5) 練馬区環境学習推進計画

練馬区環境学習推進計画の策定（平成 20 年 3 月）

練馬区の環境学習・環境教育のあり方や、区民、事業者、区の担うべき役割を明らかにし、区民・事業者が総合的、体系的に環境教育・環境学習に取り組める施策を推進する「練馬区環境学習推進計画」を策定しました。

練馬区環境学習推進計画の概要

対象とする分野・主体

自然環境、生活環境、市街地環境および地球環境の幅広い環境の分野を対象としており、対象とする主体は、区民、事業者、区民・事業者の団体、学校、行政などです。また、区における環境学習・環境教育の推進を図るため、「経済」や「社会」など幅広い分野における総合的な持続可能性を追求した「持続可能な社会のための教育」(ESD^{*})についても取り組んでいきます。

* ESD とは、持続可能な社会のための教育 (Education for Sustainable Development) の頭文字をとったものです。なお、development については、「開発」「発展」「社会の構築」などといわれることもあり、この推進計画においては、「社会(の構築)」という言葉を使用しています。

また、平成 18 年 3 月の関係省庁連絡会議において決定された『わが国における「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」実施計画』では、ESD の積極的な推進により一人ひとりが、世界の状況や将来の世代と、現在の社会や自分との関係を見つめ、自らが生きる社会を持続可能な社会とするため、その社会づくりに参画するようになることをめざす、としています。

計画の位置づけ

環境学習・環境教育の取り組みを進めている区民・事業者と連携して、総合的、体系的に進めるための区の方針であり、「環境保全活動・環境教育推進法」に定める地方自治体としての方針・計画と位置づけています。

計画期間

平成 20 年度から平成 22 年度までを計画期間とします。その後は、「練馬区環境基本計画 2001-2010（改定計画）」の改定に合わせ見直します。

環境学習・環境教育施策の方向と展開

練馬区環境学習推進計画では、「めざすべき姿」を「環境に関する知識や技術を持つ区民・事業者等と区の協力により、環境情報の普及や環境学習の推進を図るための仕組みが整い、あらゆる区民・事業者および区が、その活動において、環境を大切にし、日常的に環境への配慮を実践するようになる。」と定め、それに向けた施策の方向と展開を検討しました。

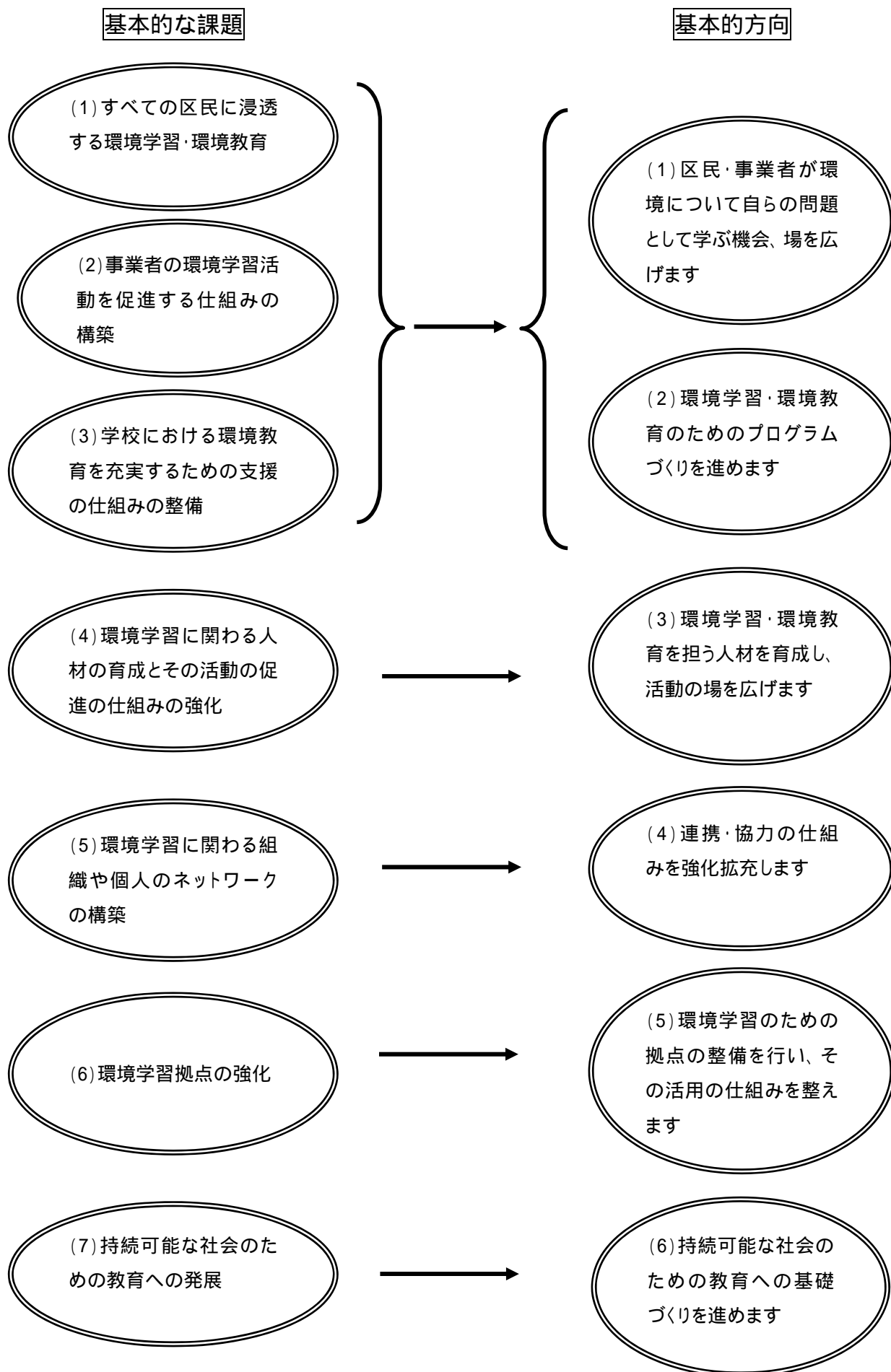
環境学習・環境教育施策の基本的な課題の整理と基本的方向の設定

環境学習・環境教育施策における基本的な課題を整理し、それに対応する基本的方向を設定しました。課題と方向の関係は次ページのとおりでです。

環境学習・環境教育の方策

基本的方向に沿って、「環境学習の講演会・講座等の拡充とその情報の提供」や「双方向型普及啓発事業（エコライフチェック）の実施」など環境学習・環境教育施策を行っています。

【 環境学習・環境教育施策の基本的な課題と方向 】



(6) 環境教育啓発事業

エコライフチェック

エコライフチェックの意義

練馬区における温室効果ガス排出の特徴は、住宅都市としての性格から、家庭生活に起因する二酸化炭素が多くを占めます。練馬区における地球温暖化対策を進めるには、区民の日常生活に伴う二酸化炭素排出の抑制が最大の課題です。日常生活にエコライフ（環境配慮行動）を広げて、足元からの行動により地球温暖化防止に取り組む地域づくりを進めるためには、多くの区民が参加できる効果の高い普及啓発を継続的に実施していく必要があります。

エコライフチェックは、地球温暖化の克服に向けた足元からの行動の時代に適合する普及啓発として、区民と区が共同で開発を進めてきた手法で、この要請に応えるさまざまな工夫を凝らしてあります。

エコライフチェックは、練馬区新長期計画の計画事業で、平成 18 年度から 22 年度までの 5 か年実施します。

エコライフチェックの実実施計画（練馬区新長期計画）（5 年間の参加者累計目標 10 万人）

年度	H18(2006)	H19(2007)	H20(2008)	H21(2009)	H22(2010)	累 計
目標参加者数	10,000 人	15,000 人	20,000 人	25,000 人	30,000 人	100,000 人

エコライフチェックとは

エコライフチェックとは、区民一人ひとりが環境に配慮した暮らし方に取り組む日（エコライフデー）を一年のうち一日決めて、自らエコライフ行動を実践し、普段の日の状態と比較することにより、エコライフ行動の効果（二酸化炭素排出量の削減）を確認する普及啓発事業です。

その特徴は、日常生活において環境配慮したかどうかをごく簡単にチェックするだけなので、小学生から大人まで、だれでも簡単に参加できるという点です。

また、結果を集計・評価して参加者に戻し、次の行動へとつなげてもらう、P D C A サイクルの考え方を採用していることです。これによって、簡単でありながら効果的な普及啓発を可能としています。

エコライフ行動の実践をチェックするための「エコライフチェックシート」を区と区民の共同で独自に作成していることも大きな特徴です。

平成 20 年度エコライフチェックの主な内容

20 年度は、年度目標として参加者数 26,000 人を目標に実施しました。

参加呼びかけ

区内小学校（71 校）4、5、6 年生およびその家族（学校を通じて実施）

区内中学校（34 校）1、2 年生およびその家族（学校を通じて実施）

中学 2 年生は 20 年度より新規に呼びかけしました。

一般区民（区報・ホームページ等）

イベント（環境・リサイクルフェア等）

区職員

エコライフチェックシートの構成

20年度のエコライフチェックシートには、エコライフの実践を問う、つぎのような12のチェック項目を載せています。

小学校高学年用・中学生用のチェック項目（は高校生・おとな用/イベント参加者用での変更点）

<p>Q1 テレビを見る時間やテレビゲームをする時間を少なくした<40> Q2 だれもない部屋の電気は消した<19> Q3 長時間使わない電気器具のコンセントを抜いた<68> Q4 練馬でとれた野菜を食べた<21> Q5 歯磨き中、水を出しっぱなしにできなかった<42> Q6 シャワーを出しっぱなしにできなかった<77> Q7 学校のルールのとおり、ごみを分け、リサイクルした<29> Q7' ルールのとおり、ごみを分け、リサイクルした<88> Q8 給食を残さず食べた<22> Q8' 食事を残さず食べた<100> Q9 買物のときレジ袋はいらないと言った<13> Q10 自動販売機で飲み物を買うのをひかえた<111> Q11 近いところへは、車に乗らないで、歩きか自転車で行った<330> Q12 家では、みんなとすごす時間をもった<81></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エコライフチェック項目（Q1-Q12の12問）と、各項目の行動を実行した場合の二酸化炭素削減量の目安（1日あたりグラム数 < >内） ・Q4、Q6は20年度の新規追加項目 ・他の項目は19年度と同じ項目
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

一例として、小学生高学年用のシートを掲載します。表面は12問のチェック項目とチェック欄、裏面はチャレンジクイズと『わたしの省エネ宣言』記入欄となっています。



チェックシートの表面



チェックシートの裏面



エコライフチェックの主な結果

ア) 参加者数は 28,872 人で目標を上回りました（小学生 13,497 人、中学生 5,748 人、小中学生の家族 7,666 人、一般参加(イベント等)500 人、事業所従業員 118 人、練馬区職員 1,343 人）。

イ) エコライフの取り組みの効果

すべての項目でエコライフデーでの実行率が普段の日より高くなりました。

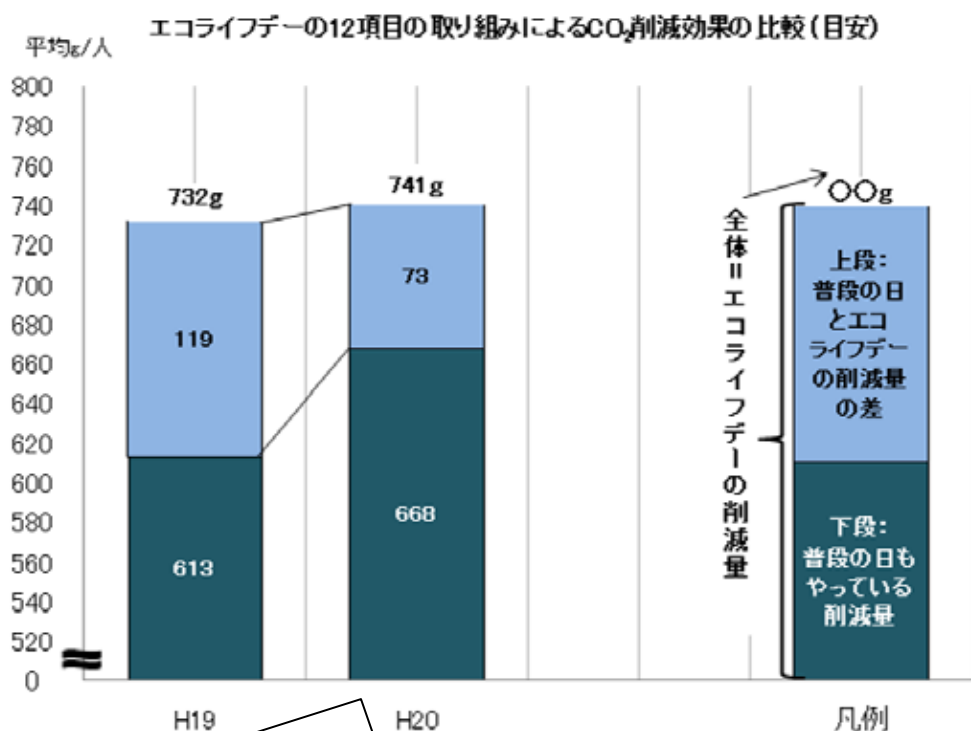
平成 19 年度同様、エコライフデーの方が普段の日に比べ、すべての対象者・すべての項目において、実行率が高くなりました。特に、「テレビを見る時間を短く」は、エコライフデーの方が全体で 26% 増加しました。

エコライフデーの方が普段の日よりエコライフ行動の数が多くなりました。

エコライフデーに実行されたエコライフチェック項目の数は、普段の日より全体平均で約 1.1 項目多くなりました。その結果、1 人 1 日あたりの平均 CO₂ 削減量（エコライフデーと普段の日の実行の差）は、73g(12 項目)となりました。

エコライフ行動が普段の生活にも定着しつつあります。

20 年度は 19 年度に較べて、普段の日の実行項目数が増えています。その結果、20 年度の普段の日の CO₂ 削減量（668g）は 19 年度（613g）に比べて増加しています。このことから、エコライフ行動の実行が普段の生活に定着しつつあることが推定できます。



普段の日の CO₂ 削減量が 19 年度に比べて増えています。エコライフ行動の実行が普段の生活に定着しつつあることが推定できます。

単位：参加者一人あたりの
平均 CO₂ 削減量 (g/日・人)

28,526人(イベント参加者346人を除く)の取り組みで普段より約2t/日のCO₂を削減できました。

エコライフデーの方が普段の日より、日常生活におけるCO₂排出量が2.07t/日少なかったと推計されました。

参加者の約75%が「わたしの省エネ宣言」を宣言しました。

参加者の約75%にあたる約21,500人が「わたしの省エネ宣言」を行い、これから1年間の取り組みを宣言しました。宣言の項目数は、19年同様3万件を超えました。

エコライフチェックの二酸化炭素(CO₂)排出量削減効果

エコライフデーは、区民28,526人が12項目のエコライフ行動を1日行うことにより、普段の日と比べて約2.07tのCO₂を削減できました(一人あたりのCO₂削減量は約73g/日でした)。

CO₂ 2.07tは、容積にすると約1,110m³(15、1気圧)で、浴槽(約250)約4,500杯の量となります。

もし毎日、エコライフデーのように行動できたら...?

仮に、参加者28,526人が、12項目のエコライフ行動を、今回のエコライフデーと同じ実行率で、毎日実行できたとすると、

$$2.07 \text{ t} \times 365 \text{ 日} = 756 \text{ t} / \text{年} \cdot 28,526 \text{ 人}$$

仮に、70万人の区民が、12項目のエコライフ行動を、今回のエコライフデーと同じ実行率で、毎日実行できたとすると、

$$73 \text{ g} / \text{日} \cdot \text{人} \times 70 \text{ 万人} \times 365 \text{ 日} = 18,700 \text{ t} / \text{年} \cdot 70 \text{ 万人}$$

18,700tというCO₂の量は

- ア) 練馬区の家部門のCO₂排出量66万5千t(平成17年度)の約2.8%に相当する量です。
この場合、家部門CO₂の排出量には、区内を走行する自家用車からのCO₂排出量が含まれていません。これは運輸部門に含まれています。
- イ) 練馬区の総CO₂排出量約197.8万t(平成17年度)の約0.9%に相当します。
練馬区の総CO₂排出量および家部門のCO₂排出量は、「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」(平成20年度)による値です。

『わたしの“省エネ宣言”』欄に記入された宣言

【省エネ宣言者数】: 全参加者28,872人のうち21,522名(参加者の約74.5%)

【宣言者数/宣言項目数】: 30,140件(宣言者一人あたり1.4件)

対象別の省エネ宣言した人の割合: 小学生=84.4%、中学生=76.8%、小学生の家族=58.4%、中学生の家族=59.6%、一般参加区民=32.5%、イベント等参加者=8.7%、区職員=80.3%

一番多い宣言は“電気の使用をひかえる”

宣 言 内 容	件 数	割 合
電気の使用をひかえる	9,726	32.3%
ごみを減らす、資源を節約する	9,705	32.2%
水を節約する	3,096	10.3%
自動車の利用を少なくする（歩き・自転車を利用するなど）	1,877	6.2%
エコライフを広める取り組みをする	1,456	4.8%
早寝早起きなど環境にやさしいライフスタイルに変える	1,009	3.3%
冷房や暖房の温度をひかえめにする、使用時間を短くなど	730	2.4%
その他（環境に配慮した製品を使う、ガスを節約する、太陽光などの自然エネルギーを使う、みどりを増やすなど）	2,541	8.4%
合計	30,140	100.0%

四捨五入のため、割合の値を足しても100.0%になりません

これまでの“省エネ宣言”においても、電気の使用抑制は割合が高く、参加者にとって最も取り組みやすい項目として理解されていることがわかります。

テレビの番組やコマーシャルなどで電気の使用が二酸化炭素の排出と地球温暖化に結びついていることが繰り返し説明されていることなどから、電気の使用抑制が取り組みやすく、かつ効果的な取り組みであることが、小学生から大人まで、多くの区民に理解されるようになってきているようです。

環境作文コンクール

区内小・中学生を対象とした環境作文コンクールは、日常生活の中で、自分たちと環境との関わり合いをどう感じているのか、自然保護や公害防止、さらには快適な環境づくりについての考えを交えながら作文にすることにより、環境問題に対する関心および意識の高揚を図ることを目的として、昭和49年度から実施しています（平成4年度まで「公害作文コンクール」）。

審査の結果入選した作品を環境作文集「環境を考える子どもたち」としてまとめ、環境政策課窓口、図書館などで配布しています。

平成20年度環境作文コンクールは子どもたちの視点で、身近な自然の公園と環境に配慮したくらしを考えてもらうことを目的に「しぜんいっぱいねりまの町」「わたしにできるエコライフ」の2テーマで募集し、応募作品数1,724点（小学生部門604点、中学生部門1,120点）の中から16点が入選作品となり作文集に掲載されました。



平成20年度環境作文コンクール表彰式

こどもエコクラブ活動の支援

幼少期における環境についての問題意識は大人になっても継続されるとの認識のもと、環境省主催のこどもエコクラブ事業（幼児、小・中学・高校生を対象とする環境クラブ活動）の地域事務局として、ニュースレター「こどもエコクラブ通信」を発行する等、区内クラブの活動を支援しています。平成 20 年度は 30 クラブ 559 名が登録・活動し、1 年間を通して所定の活動報告をしたメンバーに贈られるアースレンジャー認定証を 95 名に発行しました。

ねりまエコ・アドバイザーの活動の支援

練馬区の環境教育に資する人材を育成する講座「ねりま環境カレッジ」の基礎コース・応用コース修了者に、ねりまエコ・アドバイザーとして、練馬区長から現在 76 名が委嘱されています。平成 20 年度に開催した「ねりま環境カレッジ」基礎コースには 63 名が受講し、52 名に修了証を発行しました。応用コースには、61 名が受講し、54 名に修了証を発行しました。

ねりまエコ・アドバイザーの活動を活性化するための支援として、ニュースレター「ねりまエコ・アドバイザー通信」の発行およびフォローアップ研修を実施しました。

これらの支援に加え、平成 17 年度から小・中学校やこどもエコクラブ等において行われる環境教育活動への助言・協力に対して活動協力金の支給を行っています。

ねりまエコ・アドバイザーの活動内容は、区が行う環境教育啓発事業や環境調査などへの協力、地域で行われる環境保全活動への助言・協力、その他区の環境施策に関することであり、環境月間行事、全国星空継続観察、環境リサイクルフェア等の区の主催・共催事業等、さまざまな面で活動しているほか、所属している環境団体等において自主的かつ活発に事業を実施しています。



ねりまエコ・アドバイザーフォローアップ研修

環境月間行事

6 月 5 日の「世界環境デー」に関連し、環境省が定める環境月間（6 月）に、光が丘区民センターを会場として、6 月 14 日・15 日の 2 日間、「さあ！ECO の旅に出発！」をテーマに環境月間行事を実施しました。区内の環境活動団体・こどもエコクラブ・企業などの展示協力団体は 37 団体で、地球温暖化を問題にした映画「不都合な真実」の上映も行いました。



平成 20 年度環境月間行事（光が丘区民センター）

中小事業者対象の環境講演会

9月11日、大泉学園ゆめりあで、練馬区内の中小規模事業者を対象に、練馬区西法人会主催の税務合同研修会の場で、「地球環境問題」の講演を行い、「エコアクション21」および「地球温暖化対策住宅用設備設置補助」事業の紹介を行いました。

環境・リサイクルフェア

ごみの減量・リサイクル推進および環境保全の普及啓発を目的に、練馬まつりと同日（平成20年10月19日（日））に、南町小学校校庭を会場に実行委員会と区の共催で、「ねりまエコひいき宣言！」をテーマとして「環境・リサイクルフェア」を実施しました。当日は、区民の活動団体や資源回収事業者など19団体による展示や実演が行われ、約30,000名が来場しました。

環境政策課と環境保全課では、「ストップ！地球温暖化 ねりま大作戦」をテーマにパネルを展示し、来場者はパネルを見ながらクイズに参加しました。

清掃管理課、資源循環推進課、清掃事務所では、10月から資源とごみの分別変更が開始されたことに伴い、ごみの出し方クイズや相談業務を実施しました。

また、パネルや資源・ごみの分別例の展示、環境学習に役立つ車の中が見える清掃車（スケルトン・パッカー車）の展示等を行いました。

環境活動登録団体

区民の自主的な環境活動を活発にしていくために、区内で環境活動（環境学習、環境保全活動、美化活動など）を行っているグループを区民に紹介しています。

20年度は下記の16団体が登録されています。各団体の活動内容を知りたい方は、各団体の台帳を環境政策課窓口と春日町リサイクルセンター内環境学習室で閲覧できます。区のホームページの「ねりまのかんきょう」（47ページ参照）にも掲載しています。

環境活動登録団体の一覧

練馬に自然を育む会	ホトケドジョウの会ふれあい広場
練馬まちづくりの会	八の釜憩いの森を守り育てる会
ねりまエコ・ネット	石神井公園野鳥と自然の会
光が丘エコクラブ	練馬石神井川かるがも友の会
練馬みどりの推進会	白子川と流域の水環境を良くする会
実のなる木を育む会	環境教育チャレンジグループ「スコップ」
ねりま・みどりと花の会	白子川源流・水辺の会
チーム GOGO 練馬	特定非営利活動法人 みどり環境ネットワーク！

全国星空継続観察(スターウォッチング・ネットワーク)

全国星空継続観察(スターウォッチング・ネットワーク)は、星空を観察するという身近な方法によって、大気の状態や光害(ひかりがい)の一つである夜空が明るくなる現象について、昭和 63 年度から環境省が全国の地方公共団体、学校、市民グループ等に呼びかけ、年に 2 回 (夏期・冬期)実施しています。

練馬区では、平成 3 年度から観察会を開始し、17 年度からは、観察場所を区役所 10 階屋上とし、区民団体の協力を得て肉眼と双眼鏡を使用して継続観察をしています。

直近 3 年間の観察結果

年	月	日	天 候	天の川の観察	双眼鏡を使った観察	
					[平均等級]	[最大等級]
18	8	22	曇りのち晴れ	見えない	6.9	8.6
19	1	15	晴 れ	見えない	7.7	8.5
19	8	6	曇りのち晴れ	見えない	6.3	8.8
20	2	1	快 晴	見えない	7.0	8.0
20	8	1	曇 り	見えない	4.7	4.7

(7) 区民への情報提供

区民・事業者に向けた取り組み

足元からの行動を広げるために、区民・事業者に向けた各種の PR 活動を行っています。

- 1) 平成 20 年度に発行したパンフレット等
 - ・「エネルギー供給事業者主導型総合省エネルギー連携推進事業」に伴う事業成果パンフレットおよびパネル
 - ・エコライフチェック事業結果概要版(平成 18 年度～)
 - ・「練馬区地球温暖化対策地域推進計画 練馬から広げようエコの“環”」概要版およびパンフレット
 - ・「地球温暖化対策住宅用設備設置補助制度」紹介パンフレット
- 2) 平成 20 年度に開催した催し
 - ・環境月間行事(光が丘区民センター)
 - ・環境・リサイクルフェア(南町小学校)

ホームページでの情報提供

環境政策課・環境保全課では、インターネット練馬区ホームページ内にさまざまな情報を公開しています。環境政策課・環境保全課で策定した計画や環境教育啓発事業として実施するイベント情報等を紹介しています。また、上記のパンフレットのの一部や催し等の情報もご覧になれます。

平成 20 年度の「ねりまのかんきょう」へのアクセス数は、約 20 万 6 千件でした。

【環境政策課・環境保全課のホームページ「ねりまのかんきょう」】

URL : <http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco/>

または

